

## 平成27年白老町議会総務文教常任委員会会議録

平成27年 7月29日（水曜日）

開 会 午前10時02分

閉 会 午前11時32分

---

### ○会議に付した事件

所管事務調査

1. 地域防災計画について（平成27年度の防災の取り組みについて）
- 

### ○出席議員（5名）

委員長	小西秀延君	副委員長	山田和子君
委員	吉田和子君	委員	本間広朗君
委員	前田博之君		

---

### ○欠席議員（1名）

委員 斎藤征信君

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

総務課危機管理室長 小関雄司君

総務課危機管理室主幹 森玉樹君

---

### ○職務のため出席した事務局職員

主 査 増田宏仁君

臨時職員 白綾美紀君

---

## ◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） ただいまより総務文教常任委員会を開催したいと思います。

（午前10時02分）

---

○委員長（小西秀延君） 本日の調査事項ですが、地域防災計画についてであります。平成27年度の防災の取り組みについて、まずは担当課からの説明を求めたいと思います。森主幹。

○総務課危機管理室主幹（森 玉樹君） 総務課危機管理室の森でございます。よろしく願いいたします。それでは、お手元の資料に沿ってご説明させていただきます。

1 ページ目でございます。本日の説明内容の一覧を記しております。27年度の防災対策の取り組みにつきまして、7項目本日はご説明させていただきます。ページをおめくり願います。

まず1項目めでございますが、避難場運営マニュアルの作成でございます。このマニュアルにつきましては、町内会、協力団体、施設管理者、町職員が連携して一体となって作成に現在取り組んでおります。協力団体につきましては婦人団体連絡協議会、婦人赤十字奉仕団、婦人防火クラブ連合会、白老防災マスター会に協力をいただいております。今年度につきましては、いきいき4・6、白老町中央公民館、萩野公民館、萩野生活館、萩の里会館、竹浦コミセン、虎杖浜公民館（又は生活館）のマニュアルを作成予定でございます。現在までの進捗状況でございますが、1回目の検討会を5月27日に実施しております。102名が参加しております。内容につきましては本検討会の趣旨説明と東京大学大学院の定池先生の講演を実施しまして、避難ルートはどういうものなのか、災害時の避難所の実態とはどういうものなのかといったことを参加者に知っていただく機会としております。2回目の検討会につきましては今月15日に実施しまして90名の方が参加いただいております。内容は避難所運営ゲームのHUGを実施しまして避難所にはどのような人が来るのか、どう受け入れるといいのか、空間の配置をどう決めるといいのかなどを知っていただく機会としてございます。3回目の検討会につきましては9月3日に予定しております。内容につきましては備蓄品の配備、避難所の検討やその備蓄品の管理をどのようにするのかといった検討を実施したいと考えております。4回目の検討会につきましては11月上旬に避難所の活用方法の検討や役割分担の検討をしまして、具体的なマニュアルづくりに入っていきたいと考えております。5回目の検討会につきましては翌年1月下旬を予定しております。前回からの引き続きと完成しましたマニュアルの発表や確認といった内容を実施したいと考えております。

続きまして次のページをごらん願います。2項目め、避難所のマニュアル以外の計画マニュアルにつきましては今年度3つほど作成を予定しております。1つ目につきましては職員の初動マニュアルでございます。これにつきましては現在素案の作成に着手しております。最終的に10月末の完成を目指しております。2つ目の業務継続計画につきましては9月から素案の作成に着手しまして、2月末の完成を目指しております。3つ目につきましては白老町地域防災計画の修正でございます。6月末に北海道の地域防災計画の修正を受けまして、道計画と整

合をとった内容の修正を行います。そのため9月から素案の作成に着手しまして、パブリックコメント・防災会議の開催を経まして3月末までの完成を目指しております。

続きまして3項目め、土砂災害対策でございます。昨年北海道において基礎調査を実施しました白老の若草地区、桜ヶ丘運動公園地区、ポロト地区のハザードマップを現在作成中でございます。若草地区につきましてはハザードマップ作成後住民説明会を実施しまして、10月にハザードマップの配布を予定してございます。それ以外の運動公園とポロト地区につきましては警戒区域の対象が施設管理者のみの状態になってございますので、施設管理者に説明しハザードマップを配布したいと考えております。2つ目につきましては北海道による基礎調査のまだ実施できていない箇所が80数カ所ございます。その町内会を対象に8月に住民説明会を実施しまして、土砂災害時の警戒避難体制といったものの構築を図っていく予定でございます。

続きまして次のページごらん願います。4項目め、全町一斉津波避難訓練でございます。本年度につきましては9月1日、地震津波を想定した訓練を実施する予定でございます。現在避難訓練の参加者は募集をしている最中でございます。今回の訓練につきましては何時何分という開始時間を定めずに、午前9時から10時の間に防災行政無線の放送を合図に開始する内容となっております。情報伝達手段としましては防災行政無線、消防サイレン、緊急速報メール、消防車両を使用いたします。この全町一斉津波避難訓練につきましては24年度から開始しておりまして今年度で4年目になります。昨年までの参加者数の推移をごらんのとおり記載してございます。

続きまして、5項目めの災害時備蓄品の整備でございます。災害時備蓄品につきましては昨年26年度から購入を開始しておりまして28年までの3カ年計画で購入を計画してございます。購入する品目、目標とする数量は記載のとおりでございます。この考え方でございますけれども、まず避難者数の設定を津波避難計画の1万1,000人という避難対象者を設定してございます。品目につきましては発災直後最低限必要な飲み物、食べ物、生活必需品、資機材を購入する予定でございます。この中には乳幼児のための粉ミルクですとか高齢者のための白粥、それと女性に配慮した形での生理用品といったような品物も含めてございます。町で備蓄する数量の考え方でございますが、1万1,000人の避難者に対しまして1日2食で3日分の6食としましてトータルで6万6,000食、飲み物は1日1人2リットルの3日分で6リットルの1万1,000人分で6万6,000リットル、町がこのうち1割を備蓄するために目標数量を設定してございます。3カ年計画でございますが、今年度で約5分の3の目標数量に達します。この備蓄品につきましては、昨年購入した部分につきましては現在石山の消防庁舎の保管庫で保管しておりまして、9月に実施します避難場運営マニュアル検討会におきましてどこの避難場に備蓄をするのかといったようなことを協議しまして、それを受けて今年度から分散備蓄を開始したいというふうに考えております。

続きまして次のページをごらん願います。6項目めでございます。食育防災センターの防災に関する運用指針の作成でございます。1つ目としまして、非常時における避難者等への炊き出しの実施のために現在食育防災センターの受託業者と災害時協定の締結に向けての協定内容

について調整中でございます。調整が整い次第8月中には協定を締結したいと考えてございます。この協定書の特徴としましては、受託業者側で災害時の業務人員及び食材と物資の確保、それと食育防災センター被災時の代替施設確保といったものを明記する内容になってございます。またこの協定につきましては、今年度修正する地域防災計画に食育防災センターの位置づけや役割を明記する予定でございます。続きまして2つ目としましては、平常時における防災講習会等の実施でございます。こちらにつきましては白老防災マスター会の研修会や、自衛隊協力会連合会の総会などで会議室をすでに利用をしております。また11月には防災関係機関に協力をいただいた防災フェアをこのセンターで実施しまして、町民に対する防災学習の場として利用する考えでございます。こういったものを通しまして食育防災センターの役割を町民に周知したいと考えてございます。

続きまして7項目め、その他でございます。こちらにつきましてはすでに実施済みの内容でございますが、(1)としまして、災害対策用のベストを本年6月に正職員へ貸与しておりまして、災害時や防災訓練において活用する予定でございます。(2)としましては、特設公衆電話の配備を6月に実施してございます。この特設公衆電話につきましては災害時における避難者の通信手段を確保するために避難所にN T Tの専用回線を設置しまして、それとあわせて専用の電話機を事前に配備するものでございます。災害時一般回線が混雑したときにも比較的つながりやすい電話回線となっております。こちらの利用につきましてはその避難所が避難所として利用開始した時点でこの電話機を設置して使えるような状態にするという運用でございます。6月に避難所となる学校、公民館、生活館など21施設に配備してございます。

以上、27年度の防災対策の取り組みについてのご説明でございます。以上です。

○委員長（小西秀延君） ただいま27年度の防災対策の取り組みについて、担当課よりご説明がありました。質疑のあります委員は挙手の上どうぞ。吉田委員。

○委員（吉田和子君） 3ページの土砂災害対策のどういう意味なのか。土砂災害の危険区域指定されているのは、白老は確か90カ所くらいあるのですよね。この書かれているのはまず緑丘とか若草とかで作成していると、2番目の今後の危険箇所の対応ということで、北海道による基礎調査の未実施箇所の町内会を対象に住民説明会を実施するというのは、実施してからではなくて未実施というのはどういう意味なのですか。私は実施してきちんと危険度がわかってからやるのかと思って聞いていたのですが、どういう意味合いにとっていいのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 森主幹。

○総務課危機管理室主幹（森 玉樹君） 土砂災害の危険性につきましては北海道の基礎調査を実施している、実施していない関係なく危険でございますので、大雨が降りまして土砂災害警戒情報といった情報が発表されると、調査している、していないにかかわらず対応が必要になってきますので、そのために基礎調査を実施している、実施していない関係なしにきちんと体制を構築する必要があるために、今回このような対応をする予定をしております。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 5ページの食育防災センターの防災に関する運用指針の作成なのです

けど、この受託業者というのは全国的な展開しているのか、どのくらいの大きさ展開しているのかわからないのですが、代替施設を考えるということなのですが、これはこの受託業者にかかわる代替施設なのか、それとも白老町の中で替われる施設を見つけてそこへ来て仕事をしてくれるということなのか、どちらになるのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 森主幹。

○総務課危機管理室主幹（森 玉樹君） 今受託業者さんが株式会社日総という会社でございまして、日総はすでに札幌市周辺に施設を保有してございますので、その日総さんの保有施設を代替施設として考えております。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 災害というのはどういう災害か全くわかりませんよね。道路が寸断されるという可能性もありますよね。そうなったときにどちらにしても、どこでやったとしてもだめなのですね。そうですね、わかりました。地元は地元のできる範囲内でやる、またそのこの札幌の代替施設でつくっても配送ができるという状況下を見て、そういうものを設置するというふうに考えたほうがいいのですよね。

○委員長（小西秀延君） 森主幹。

○総務課危機管理室主幹（森 玉樹君） おっしゃるとおりでございます。食育防災センターを炊き出しの施設として利用のできる場合も、例えば津波で道路がいろいろな瓦れきですとかで封鎖されれば当然使えないような配送できないような状態ですので、そういった部分につきましてはいわゆる道路啓開というのですけれども、道路が通行できるようになった状態でなければ施設は使用できませんし、代替施設で調理できたとしても配送につきましては、瓦れきの処理が済んで道路が通れるようになってからの配送といったような形になります。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 山田です。説明ありがとうございます。先日分科会で防災マスター会さんと懇談したのですけれども、そのときの要望でマスター会さんが拠点となる場所の支援をしてほしいということが要望だったのですが、今回食育防災センターの会議室を利用して研修会などを行っておりますけれども、これでその防災マスター会さんの要望はかなえられていくというふうに理解してよろしいでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 森主幹。

○総務課危機管理室主幹（森 玉樹君） 昨年度につきましては石山の消防庁舎、国の施設側に会議室がございまして、そういったところを使用させていただいておりました。今年度につきましてはこの食育防災センターですでに2回ほど利用させていただいておりますので、どちらにつきましても調整の上ですけれども、使っていただけるような体制にはしてございますので、そういった意味では100%満足のいく状態かどうかは別にしまして、行政としましてそういった会議場所・研修場所の提供といったような支援はできる環境にはなっているという認識は持っております。

○委員長（小西秀延君） 山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 研修場所としては十分確保できているかと思うのですが、事務局という立場からいくといろいろな書類ですとか機器類などを常にそこに置いておきたいという考えも持ってらっしゃるのではないかと思うのですが、そういった拠点となるところはまだ町としては提供できる状況ではないというふうに押さえてよろしいでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 森主幹。

○総務課危機管理室主幹（森 玉樹君） 事務局のスペースということでございますけれども、それにつきましては現状では町として確保するといったような考えはありません。以前何度かマスター会の方、事務局の方とそういったようなお話もしたことがありますが、正直そういったスペースを町で確保するのは難しいです、といったようなことで理解はいただいております。

○委員長（小西秀延君） ほか、ありますか。本間委員。

○委員（本間広朗君） 本間です。これいいかどうかちょっとあれなのですが、4ページの訓練のことなのですが、訓練これ9時から10時となりましたけど、結構この訓練にはお年寄りも参加していただいているのです。ほかの地区は全部が全部そうじゃないかわからないのですが、うちの町内会は結構お年寄りが参加していただいて、これはいいかわからないのですが、例えば10時に訓練をやりますといたら、歩けない人といったらあれですけど、杖を持った人もその集まる場所に来ていただいているのです。この9時から10時の間となると1時間の差がありますよね。それから訓練となると、そこに前もって結構集まっている人もいますので、その間テントとかそういうのがあればいいのですが、外で1時間待たされたとかとなってしまうと、せっかく訓練に参加していただいた方が具合悪くなったりする場合もあるので、9月1日といえば多分まだ暑いと思うので、その日によって天候違うかもしれませんが、そういうことを考えてのあれかなと。確かに災害というのはいつ何時にくるとは限らないので、そういう想定というのはいいかもしれないです。ただ訓練なのか本当にどうなのか、その辺ちょっと分かれるところがあるかもしれないのですが、まちの考え方というか、9時から10時が本当にいいのかどうかというの、今回試験的にやるのか、ずっと続けるのかというのもその辺も考えているところを聞かせてください。

○委員長（小西秀延君） 森主幹。

○総務課危機管理室主幹（森 玉樹君） 同じような避難訓練の参加募集、内容周知しているのですが、本間委員おっしゃるとおり町内会さんによっては事前に皆さんがどこかに集まって避難する場合と、自宅から避難場所にそれぞれが避難する場合と幾つか手法があるのは承知しております。主催側の町の考え方、希望としましては災害が発生したその場所から避難場所に向かうというふうな内容にさせていただきたいという希望を持ってございます。昨年までお聞きしていると、確かにそれこそ防災行政無線の放送前にすでに外に出ていたり、避難を開始していたりといったようなお話も聞いていますので、逆にその町が希望するようにある種こう仕向けるために、今回はその開始時間を限定せずにこの幅を持たした形で、防災行政無線の放送を確認してから避難していただきたいといったような内容に組み立てさせていただいております。

ます。この手法につきましては来年以降もこのようにするかどうかというのはまだは考えてございません。以上です。

○委員長（小西秀延君） 小関危機管理室長。

○総務課危機管理室長（小関雄司君） 今本間委員が言われたように事前に行くというのは確かにいいのかもしれませんが、あくまでも我々のほうとしては、いつ地震が来るかわからないという想定の中でやらしていただいているというのと、それとあとそういう警報が鳴って避難してくださいとってから、例えば杖をついたお年寄りが本当に自宅から何分で避難所まで行けるのか、避難場所まで行けるのかというのも我々としては非常に大事な要点だと思っています。その杖をついた方が30分もかかって行ったということであれば、またその場所が本当に適当かどうかということも検討をしなければいけないという部分もありますので、そういった部分でサイレンが鳴って、避難してくださいと言ってから逃げていただくその状況を我々のほうで確認して、新たな避難場所が適当かどうかというそういう検討もさせていただくといった部分も含めた中で、いつ起こるかわからないということを想定させていただいたというのが今回の趣旨の一つでもあるということでございます。

○委員長（小西秀延君） 本間委員。

○委員（本間広朗君） 本間です。そういう検証を誰がやるかということのも、町内会長がやるかどうかということのも今後の検証なのですけど。それともう一つ、その他のところなのですけども、特設公衆電話をつけるというのはこれとてもいいことだと思います。虎杖浜地区の停電のときも避難場所にたまたま電気がついていたので、携帯電話の電池がなくなったからと充電しに来る人も何人かみえていたのでこういうのができればいいと思うのですが、ただ技術的なものがわかるかどうかかわからないのですけど、なぜこの特設公衆電話がほかの電話と違ってつながりやすくなるのかということと、とてもいいことだと思うのですが、ただ多分1台しかないと思うのでその電話にたくさん避難してきた人が集中して、我も我もとなったときのそういう対応とか優先順位というのか、どうなるのかとその辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 森主幹。

○総務課危機管理室主幹（森 玉樹君） この特設公衆電話につきましては、実は役場の施設とかにもこの全く同じ機能の電話というのがすでに設置されております。単純に言いますと災害時に混雑したときにはN T Tのほうで規制をかけてしまうのです。それでさらにつながりづらくなるのですけども、この電話に設定しておくところから除外されます。そのために発信においてはつながりやすいといったようなものになっています。

○委員長（小西秀延君） 一般回線のように規制されない公衆電話ということで、あとその公衆電話を使う順番等で集中しすぎないのかというような質問もあったのですが、そういう順番等はどのようになりますか。森主幹。

○総務課危機管理室主幹（森 玉樹君） 順番につきましてはなかなか優先順位を事前に定めておくというのは難しいとは正直思います。現在の状態としましては事前にその施設に電話機は設置していません。電話機につきましてはその施設の管理者に預けております。そこに

はいわゆるモジュラージャックがある状態になっていまして、電話機をもってくればすぐ差し込んで使える状態にするといったようなものでして、そのモジュラージャックがあるところに張り紙を掲示しております。そこには1回3分以内といった表示をさせていただいておりますので、そういった中で使用していただければというふうには考えております。以上です。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 1日に行われる避難訓練の参加者の中で、学校はどのような状況になっているか押さえていたらお願いします。

○委員長（小西秀延君） 森主幹。

○総務課危機管理室主幹（森 玉樹君） 今年度の参加申し込みの状況でございますが、学校関係につきましては小・中・高全てに案内はさせていただいて、参加・不参加の回答をすでにいただいております。参加いただける学校につきましては、白老小学校を除く4つの小学校で参加いただけるという回答をいただいております。中学校・高校につきましては不参加といった状況になってございます。

○委員長（小西秀延君） ほか、ございますか。

それでは私のほうから2点ほど。4ページの備蓄品のことですが、予定している備蓄の状況は5分の3終わったということで、来年28年度でおおむね町が予定している備蓄品はそろそろということで、これで総額がおいくらになるのだったか、前に一度予算を聞いたことあったのですがもう一度確認のために総額でおいくらになる予定なのか。もう一つは同じページの全町一斉津波避難訓練ですが、昨年ぐらいから防衛省との協力も経てヘリコプターへの緊急避難というのですか、ヘリコプターでの緊急医療施設への移動というようなこともやられたというような記憶があるのですが、私たち議員も一般町民と一緒に避難をしているのですが、もしそのように今回も特殊な防衛省との絡みがあって、私たちが見学したほうがよいようなところがあるかどうか。緊急時の避難ということで、病人の救護の形態ということで、私たちも見ておいたほうがよかったのではないかとということがあったものですから、そのようなことがあるかどうか、私たちは見学できるかどうか、その辺もご説明願えればと思います。森主幹。

○総務課危機管理室主幹（森 玉樹君） まず1つ目の備蓄全体の金額でございますが、細かい資料は持ってきていないのですけれども、昨年が約300万円、それと今年度につきましては約600万円、そのため来年度につきましても600万円程度を予定していますので、トータルにつきましては概算で1,500万円という金額になります。財源としましては、約半分を北海道の地域づくり総合交付金の補助金をいただいておりますので、約750万円程度につきましては補助金対応といったような財源内訳になってございます。

それと2つ目の訓練の関係でございますが、今小西委員長おっしゃった内容につきましては、平成25年度の総合防災訓練で実施した内容でございます。そのときにつきましては北海道総合防災訓練のモデル市町村として実施していることから、そのようなヘリでの救助・搬送といった内容のものを実施してございますが、今年度につきましてはそのような訓練項目はございません。そのため今年度の訓練につきましては、町内会の方と一緒に避難訓練に参加していただ



いて、その避難の状況などの確認をお願いできればというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（小西秀延君） わかりました。ほかに本日ご説明いただいた点で何かご質疑はございますでしょうか。なければ前回からやって大分日にちもたっております。定例会もまたいでおりますので、前回からも含めて全体でご質疑のある方はどうぞ。吉田委員。

○委員（吉田和子君） 確認を含めて町としてはどういうふうになるのかちょっとお伺いしたいのですが、こういう災害のときに避難所の設置、それから避難所マニュアルもできて、避難するまでの体制はできていますけれども、そのあとの対応ですよね。避難所運営が始まって3日や4日で帰れるのであればいいけれども、そういう後にDMATといって医療チームというのがそれぞれつくられていると思うのです。今回の東北の震災で一番大きく問題になったのが、健康な人が避難生活をしていく中で介護状態になったり、震災関連死というのでしょうか、後になってから亡くなるとかそういったことがあって、それで国としては介護福祉にかかわる人たちを全国で募ったのです。8,000人の人が参加すると言ってくれたのだけど受け入れ状態がなくて、1,000人位しか受け入れなかったのです。それで十分そのあとの対応ができなかったということがあるのですけれども。それで今、国で全市町村にそういったものをきちんと設置していきなさいと、講習を受けて介護福祉士とかそういう人たちが災害のときにどうするかというのをやって、それで福祉版のDMATをつくりなさいというふうに言われているのです。だから道では今そういうのがつくられてきているのかどうかということと、結構あちこちのところではつくっているみたいなのですが、大災害はそんなに起きないからいいのかとも思ったり、そういう後々の対応をするための町と道との連携の中で何かあるかどうかということなのですかどうでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 森主幹。

○総務課危機管理室主幹（森 玉樹君） 申し訳ございません。詳しくその情報は承知していないのが正直な回答でございます。ただやはり地域防災計画には行政の全ての部署のことを書いてございますので、その取り組みにつきましては全て防災の部局で対応するというわけではございませんので、国のほうから省庁によってその管理する都道府県の組織、そこからまた市町村の組織といった流れで通知があるのかと思います。例えば保健師のサイドでも災害時のそういった取り組みについて以前にですけれども、これからこういった計画をずっとつくる必要があるのだけれどもちょっと相談に乗ってほしいですとかといったようなケースもございますので、今吉田委員おっしゃった部分につきましてもそういった福祉の担当のほうに通知がいつているものなのかというふうには思いますので、そういった動きがありましたら全国一律的に国のほうから作成しなさいといったようなものですとつくらなければいけないと思いますので、相談があれば対応していきたいというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 白老にももちろんいろいろな施設があって、介護福祉士の資格を取ったりそれぞれですけど、災害があったときは自分のところでいっぱいでしょうし、自分も被災

者になるかもしれないということで、そういった被災者を受けるところに地域から応援をするという、ただその応援をしたときに受け入れ体制がなかなかできないということの対応ですので、私は本当はこれ地域版の、もちろん健康福祉課もいろいろなマニュアルをつくったり、計画をつくるというお話が先程あったのでこれ必要だと思うのです。白老町のそういう介護福祉士だとかそういう人たちが災害の際に、どういう対応をしなければならないかということを中心に研修なりしておくということが大事だと思いますし、まだそういう連携をきちんととることが必要ではないかというふうに思います。まだそういうのはこれからですので、北海道はまだそこまできつといてないだろうとちょっと思っていたのですが、やはり地震結構ありますし、災害がないと言えない状況下でありますので、道のほうにもどうなっているのだというくらい、こちら側からまた要請もしていくというようなことも必要なかと思っただけの一つと、それからほかの市町村やっているから何でもやれということではなくて、ああ、いいなと思っただけのは、きのうの苦民に出ていたのですが、苦小牧市が子供研修事業ということで、被災地ということで子供たちがきょう発つのかな、50人の子供たちが宮城県の南三陸と陸前高田に行くということで、その現場を見てそれで災害についての勉強をしていくという、それに事業者も何か支援をして、寄附をしたりだとか、何かこういう仕組みづくりというのはすごいなと、今災害が起きるわけではないから、そういう子供たちが研修しておくということも、学校は学校でマニュアルつくったり、訓練したりしているのですが、やはりその現場を見ておくというのはすごい、一回り成長してしっかりと帰ってきますと決意を述べていたというのを聞くと、やはり現場を見ることでの感性の違いというのがすごく出てくると思うので、こんなことも今後教育のほうになるのだけでも、だからこれ教育分野になるのかもしれないのだけど、もう一つは全中学校に防災部というのをつくっているというのですよね。防災の部活みたいな形で、防災をしっかり学んでいくというのができているところもあるのです。だからいろいろな仕組みやっているから全部やれということではなくて、そういう子供たちの意識を変えていくというきっかけづくりにはなるのかと思っただけですので、今後のいろいろな計画をつくっていく中で、必要性が出てきたときにはどこか心の隅に置いておいていただければと思ってお話しました。防災部があるのは東京の中学校です。

○委員長（小西秀延君） それでは今の点につきましてはご意見としてということで。

ほか、全体で何かお持ちの方いらっしゃいますでしょうか。

なければ、暫時休憩したいと思います。

休 憩 午前10時44分

---

再 開 午前10時54分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

最後に確認しておきたいのですが、前回やった地域防災計画についてご説明をいただいて、これ防災計画の改定は何年前で、何年間あれだったのですか。ちょっと私も前確認したかと思っただけなのですが、まとめの関係もあるものですから、再度ちょっと確認だけをさせていただき

たいと思います。森主幹。

○総務課危機管理室主幹（森 玉樹君） 今回修正した日につきまして、27年の3月26日付けで修正しております。その前が、平成12年12月31日付けで修正しております。

○委員長（小西秀延君） ほか、ありますか。吉田委員。

○委員（吉田和子君） 前のちょっと見てみてしばらくやっていないので忘れていたのですが、要支援者の名簿はでき上がったのかと今ちょっとふとこう見ていて思ったのが1点。それから消防で各家庭に警報器の設置というのが義務化になったでしょう。それで各家庭を消防団とかが確認をしながらいろいろ指導して歩いたのですが、私は家具の固定化というのを地震起きたときに、割と皆さん寝ている部屋にタンスとか置いているのですよね。あれが倒れて動けなくなって逃げられなくなって、被害が重症化するということは結構多いのではないかと思いますので、その固定化ということ義務づけるということはできないのかわからないけど、もっとこれを訴えていくべきじゃないかと。そしてやはり高齢化になっていますからできない人いますよね。警報機もそうですけど、つけられない人がいてそういうのを消防団とか皆でやったわけですから、この固定化も消防とかと協力しながらでも、どこかと協力してこういうことも進めていけることで、かなり防災の意義が高くなるんじゃないかというふうに思うのですが、そんなこと考えるのは無理かと思いつながら2点伺います。

○委員長（小西秀延君） 森主幹。

○総務課危機管理室主幹（森 玉樹君） まず要支援者の名簿につきましては、申し訳ございません。健康福祉課に確認しないとちょっとうちでは回答を申し上げることができません。それと2つ目の家具の固定化を義務化できないかということですが、義務化することになりますと、法律をつくるということになるというのが1点と、もう一つはやはり私自身の日常考えても、うちは固定化しているのですが、義務化までのことが法的にできるかどうかというのはなかなか正直難しいことだと思います。やはり1番重要なことは、寝室にそういった家具をなるべく置かないといったことが1番重要ですので、出前講座ですとか、町民防災講座ですとか、そういった機会をとおして地震時の対応の一つとして家具の固定化といったものを、すぐできることですので進めてほしいといったような啓発活動はしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） もちろんそれを絶対的に、強制的なものでもないし、法律で決めてやることでもないし、条例つくってやることまでもないのかと、個人の意識を改革させていかなければだめなことなのかと思うのですが、寝ている部屋と物を置く部屋と別にできるような家庭の状況だったらいいのですが、狭いとか家族がたくさんいたらそれは不可能なことが多いと思うので、それはやはり固定化をしていくということがすごい重要だというふうに思いますので、何とかその方法を考えて、そしてその中で先ほども言いましたように自分でつけられない、必要は感じるし自分が1番危険を感じるのだけどつけられないという人の対応をどうするかということ、どこと連携すればいいのかわからないのですが、これ要支援者の名簿を策定なんかしたときに、そういったことが設置されているかどうかという確認したりとかもで

きますよね。だから連携がとれるような体制をつくっておくことも必要だというふうに思うのですが、今計画ができて、いろいろなことができて、全て守っていくためのものはでき上がったけれども、今度は個人がやらなければならないことができていなくて、災害を大きくするということがこれからは出てくると思うのです。起きたらどうするかという計画は全部できているのだけれども、先ほども言ったように個人が自分のうちに少しでも備蓄しているとかそういうことはなかなか進んでいないと思うのですが、そういうことも含めて、備蓄は食べるものはなんとかあるのだけれども、物の下敷きになったら、すぐ助けに行けなかったら、その人はそこで命を落とすこともあるわけですから、やはり1番食べる物よりまだ大事かというふうに思いますので、その辺の今後のあり方を、啓発するのは大事です。ただその後に、できない人に対して今度どういうふうにしていくのかということも含めて、支援体制のあり方を考えていく必要があるというふうに思っていたのですが。

○委員長（小西秀延君） 森主幹。

○総務課危機管理室主幹（森 玉樹君） いわゆる災害予防といった部分になるのかと思います。非常に大事なことだとは認識しております。家庭内備蓄についてもそうです。ただやはり先ほどの吉田委員のお話にもあったように、個人の意識レベルの部分にゆだねられてしまう部分が大いだと思いますので、町としましては啓発といった部分で、ある意味意識を変えていただいて、そういった取り組みをしていただけるようにしていくといったことが、まずできることなのかというふうに考えています。きちんとしたお答えになっているかわからないのですが。

○委員長（小西秀延君） 小関危機管理室長。

○総務課危機管理室長（小関雄司君） 今吉田委員が言われたこともっともだと思います。どうしても年を取るとそういうことができないという部分はあるのかと思います。ただ今、森主幹が言われたようにまずは我々としては、そういった出前講座なりでこうきちんと周知して、本当に自分の家の安全を確保していただくということがまず1番大事かと思っています。その上で、いや自分のところはどうしてもできないということが要望として多くなるのであれば、それなりの対処はやはり危機管理室だけでできないものですから、福祉のほうの関係ですとか消防だとかそういうお手伝いを借りながら、どういった対処がいいのか、個人のところに直接入って話すわけですから、そのあたりも含めて今後そういう要望があれば、ある程度の支援の体制のあり方というのを検討しなければいけないのかと。そういった意味で貴重なご意見いただきましたので、そのあたりはうちとしても念頭に置いて活動していきたいと思っています。

○委員長（小西秀延君） よろしいですか。

ほか、お持ちの方いますか。ないようであれば、担当課からの説明は以上ということにいたしたいと思います。

それではここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時16分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは本日の調査事項2番目、報告書の取りまとめについてでございます。前回やってから期間もあったということで、私も昨日ちょっと前回の少し見させてもらったのですが、まとめ方もちょっと難しいかと思って見ておりました。皆さんからここを載せていただきたいというようなところがあれば、ご意見を頂戴したいと思います。

前は健康福祉課から長澤課長、また小倉主査もご参加をさせていただいて、要支援者についての名簿のこともかなり出ていました。その中で個人情報保護法との関係や自主的に載せていただきたくないという方もいるというようなご意見も出ていますと、なかなか難しいものがあるという指摘も町側サイドからも出ておりました。吉田委員。

○委員（吉田和子君） 私ずっとこの要支援者の名簿作成の質問、議会の定例会の質問からずっと言って、作成が必要であるということを書いてきて、もちろんプライバシーの関係もありますけれども、やはりこの名簿を作成するのは名簿を作成することが目的ではなくて、その人たちをどう支援するかという体制をつくるのが大きな目的だと私は思っていますので、支援いらないよという人は、私は仕方ないのかと思うのです。どこかで線を引かないと、全部できるまでできませんと言っている状態が続くようでは困るのではないかと思うのですけど。だから載せて応援してくださいという人でつくる以外ないのではないかと。本当は全員の人がいいのですけど、介護のほうとも連携をとりながら名簿に載せていくということなのですが、名簿となって今度は町内会のある程度責任者的な方に配られるということがあると思うのです。だからそういうことでは、プライバシーのことになってくるとだめだと言う人もいるのかもしれないのですけども、私は名簿を作成することがどんどん遅れていくと、その人たちを支援する体制も遅れてくるので何とか工夫をしてできるところからやっていくというか、できたものからつくり上げるというふうにしなないと、全員をその名簿につくり上げていこうというのは無理があるのかと思うのですけれども。でもそんな申し出もおかしいですよ。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 私はきょうの説明を受けて、まずはある程度言ってみんなやってくれているから、問題点として今言ったように吉田委員も私も3年前ぐらいから要支援者のやつ質問したりするけど、町の体制が決まっていなわけです。個人情報保護法と言って逃げているけども、総務省のほうでは扱い方をきちんとやっているのですよね。ですから私は正直な話これ書かなくていいけども、担当者のやる気の問題なのだけども、逆にそこまで踏み切れない。担当者がどうするかということを考えられないからね。個人情報とかプライバシーの問題があるならば、町がこの要支援者についてどうするかということ、ちゃんと明確にすべきだと思うのです。それによって、だからつくりたくないとか、だからここまではやりますとか、それはもう待てないと思います。法律できてからもう3年以上たっているのですから。悪いけども言葉ははっきり言うけれど、町の担当者がどこまで前向きにやれるかどうかという問題で、逃げていますからね。委員会としてはやはりそういうことをきちんと、町の姿勢がどこまで踏み込んで

何をしようとしているかということ、私は意見として付すべきだと思います。私はそれだけです。これは町内会もかかわってくる問題なのですよ。行政だけの問題ではないのですよ。

**○委員長（小西秀延君）** 危機管理室としては、私どもから要望したことは、かなりの部分でやってくれているというのが、本当今、前田委員おっしゃられたとおりかと。ただ、この要支援者の名簿づくりというのが、やはり今、前田委員言われたとおりどうしても遅れていると。それも要因としては、町が方向性を決めるというのは、これは私も重要なことではないかというふうに感じておりました。いつまでも個人的な意見を尊重ばかりしては、有事のあったときに救える人命というのも変わってくるという大きなことになりますので、その辺はまとめの中に入れさせていただこうかというふうに思います。今、吉田委員、前田委員からいただいた意見につきましては、報告書の中に記載をさせていただこうかと思います。ほかにございますでしょうか。吉田委員。

**○委員（吉田和子君）** 今の要支援者名簿は、きちんと法的なことも言っていったほうがいいと思うのですが、平成25年の6月の災害対策基本法の改正があって、そのあと改正あったかどうかわかりませんが、それだって3年くらい前なのです。避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるように、名簿の作成が義務づけられたのです。義務づけられているのです。そして、プライバシーと個人の情報をきちんと守るために、その管理体制もきちんと言われているのです。だからそういう面ではきちんとそれにのっとってやるというふうに決めて、私はやってほしいと思うのです。ただその絶対に載せてほしくないという固辞されれば、それはしょうがないと思うのですが、だからプライバシー、プライバシーということを前面に出してやっていいという状況では私はないというふうに思いますので、そういうことにのっとってきちんとやはり作成を急ぐべきだと。そして支援体制をつくらないと、これ避難訓練するとき必ず町内会から出るのですよ。体の悪い人どうするのだとか、あの人はどうするのだと必ず出るのですよ。だからそういう体制ができていれば、町内会だって避難訓練することになっても困らないですよ。やはりそれは早急にすべきだというふうに思いますので、そういうふうに入れてやっていただいたほうがいいのかと思いました。

**○委員長（小西秀延君）** 今の災害対策基本法、そのような根拠もきちんと精査していただきます。吉田委員には委員会終わりましたら、また詳しくその点も御教示をいただいて。

ほかにございますでしょうか。山田副委員長。

**○副委員長（山田和子君）** 山田です。私は危機管理室の現在行われている状況はとても素晴らしいというふうに感じています。減災への取り組みをマスター会の皆さんとともに協力しながら、やはり日々の地域づくりというのが重要だと思うので、今後も災害に対する意識づくりというのを日々の中で育んでいくということを重要視してほしいと思っています。要支援者避難支援計画の中にも避難行動支援に係る地域づくりという項目があるのですが、そここのところも大変重要だというふうに感じておりますので、住民が相互に助け合いをしていくという意識づけの支援を行政としてどういうふうに行うのかを具体的に考えていくことも重要だと思っています。今、地域包括ケアシステムのいろいろ準備委員会みたいなのが立ち上がって

やっていますけど、その中でもこういった関係のことは話し合われていくと思いますので注視していきたいというふうに思っています。

○委員長（小西秀延君） 先ほど吉田委員からも出ていましたが、家庭の家具の固定化や減災につながる意識づくりというのは、これ今、山田副委員長おっしゃられたとおり日々のもので、それで本当に助かる命がふえていく。ふえていかないという形になっていくのかということで、危機管理室からも啓発をこれからも頑張っていくというお言葉もありましたので、その辺も記載をさせていただこうかと思えます。あと特にございますでしょうか。吉田委員。

○委員（吉田和子君） 今言いましたように、支援計画をつくってどう支援するかが大事だと思うのですが、その名簿をつくったら個別計画をつくらなければいけないことになっているのです。個別計画をつくるということになっていますので、だからその個別計画まできちんと進んでいかないと支援ができないということだと思っているので、先ほど家具の固定の話しましたが、できればその部屋の位置図までぐらいある程度わかったほうが、どこの部屋に寝ているかとか、そういったことがわかると助けやすいという話もあるのです。だから個別計画というのはそういうことが入ってくるのだと思うのです。だからそういうことを含めて、やはり早くやっていただきたいと思えます。

○委員長（小西秀延君） 要支援者名簿とやはり個別計画にも踏み込んでいくべきだと。

○委員（吉田和子君） 個別計画をつくるということになっているのです。要支援者名簿をつくったら、個人個人の今度計画をつくりなさいということになっていますので、そういうふうにしなさい。その名簿ができないうちはいつまでも個人のものはできないので。

○委員長（小西秀延君） そうですね。先へ進めないということですね。山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 今、吉田委員がおっしゃったように、前回か前々回のときに個別計画の様式の中で血液型も入れるといいですとか、寝室の略図等を入れるといいということを提言していますので、もう一度まとめて入れたほうがいいかと思えます。

○委員長（小西秀延君） 寝室略図と血液型ですね。

○副委員長（山田和子君） 特記事項のところに、寝室略図等と血液型も入れるといいと。

○委員長（小西秀延君） 先ほど言われたとおり、災害基本法の中にはそのようにやらなければならないことが明記されていますということですね。ただそこまではまだ、危機管理室もある程度はやっているが、他課との連携においてやはり進んでいないところもあるという、その中に要支援者名簿もありますし、そこから先の個別計画もあると。この個別計画の中にはやはり寝室の略図や血液型、また緊急の連絡先など必要なものもきちんと整理をされていくべきであろうと。あと、私も今回もらった防災計画の範囲が大変広くて勉強不足で追いついていないところがございます。調査報告書を9月の定例会までに出しますが、その前にお気づきの点等がございましたら、いつでも私か山田副委員長のほうまでお申し出をいただいて、報告書の中に記載できるものはどんどん記載していきたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

ほかに特に現状でございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） それでは本日の調査事項については、全て終了させていただきます。以上をもちまして、総務文教常任委員会を閉会させていただきます。本日はお疲れさまでございました。

（午前11時32分）